

乳幼児等医療費給付制度の市町村実施状況

平成23年4月1日現在

対象年齢		所得制限	市町村数				該当市町村		
入院	外来		市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
小3まで	小学校就学前	所得制限なし					(県制度と同じ)		
小3まで	小3まで	所得制限なし	1			1		長野市	
中学校就学前	小3まで	所得制限なし	2			2		須坂市 中野市	
中学校就学前	中学校就学前	所得制限なし	4		1	5	大町市 塩尻市 佐久市 麻績村	小諸市 (食費1/4)	
		小3までの入院 所得制限なし 小学校就学前の外来 所得制限なし 小4以上中学校就学前の入院 児童手当準拠 小学校就学後中学校就学前の外来 児童手当準拠			1	1	小谷村		
中2まで	中2まで	所得制限なし	1			1	東御市		
中学卒	小学校就学前	所得制限なし	1	1		2	伊那市 坂城町		
中学卒	小3まで	所得制限なし	3			3	上田市 駒ヶ根市	松本市	
中学卒	中学卒	中学校就学前 所得制限なし 中学校就学～ 父母の所得税の合計が 153,000円未満		1		1	御代田町		
		所得制限なし	7	16	18	41	飯田市 飯山市 千曲市 安曇野市 佐久穂町 南相木村 軽井沢町 立科町 青木村 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 宮田村 高森町 阿南町 根羽村 天龍村 南木曾町 大桑村 王滝村 山形村 朝日村 筑北村 池田町 白馬村 飯綱町 小川村 木島平村 野沢温泉村	信濃町 山ノ内町 (小学校就学～ 食費助成なし)	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村 栄村 小布施町 (小学校就学～食費助成なし)
		小計	7	17	18	42			
16歳未満	16歳未満	所得制限なし			1	1			南牧村
18歳到達後の3/31まで	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし		5	14	19	小海町 川上村 北相木村 長和町 中川村 松川町 阿智村 平谷村 下條村 売木村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 木曾町 木祖村 生坂村 松川村	高山村	
合計			19	23	35	77	61	8	8

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※アンダーラインは受給者負担金のない市町村：原村

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（身体障害者手帳）

平成23年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村		
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
1～3級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	3	14	20	37	飯田市 飯山市 佐久市 小海町 佐久穂町 南牧村 立科町 長和町 青木村 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 大桑村 朝日村 筑北村 小谷村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)		栄村
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	1	2	5	上田市 東御市 宮田村 松川村		小布施町
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			1	1	川上村		
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			2	2	南相木村 豊丘村		
	所得600万円未満の者	所得制限なし	1			1	伊那市		
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5	12	安曇野市 北相木村 富士見町 原村 箕輪町 生坂村 山形村	小諸市 (食費1/4) 高山村	諏訪市 茅野市 下諏訪町
小計			10	18	30	58			
1～4級	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税（同一世帯者）		1		1		信濃町	
	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	1	3	軽井沢町 御代田町 白馬村(4級は入院のみ)		
	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	1～4級 特別障害者手当準拠			1	1	喬木村(4級は要常時介護のみ)		
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税（同一世帯者）	1			1		須坂市	
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市 坂城町(4級の受給者負担金は2割及び70歳到達時に資格を失う) 塩尻市		
	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1			1		松本市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税(同一世帯者)	1			1		中野市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1			1	千曲市		
所得制限なし	所得制限なし	2	1	1	4	大町市 麻績村(4級は要常時介護のみ) 池田町(4級は要常時介護のみ)		岡谷市 (4級は要常時介護のみ)	
小計			8	5	3	16			
1～5級	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税（同一世帯者）	1			1	長野市(小学校3年生まで食費1/2助成 4級の一部と5級は70歳到達時に資格を失う)		
小計			1			1			
1～6級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村		
	所得制限なし	所得制限なし			1	1		泰阜村 (4～6級は20歳以上要常時介護のみ)	
小計					2	2			
合計			19	23	35	77	64	6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
 ※アンダーラインは受給者負担金のない市町村：原村

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（療育手帳）

平成23年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村		
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	5	14	18	37	飯田市 駒ヶ根市 飯山市 佐久市 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 青木村 辰野町 飯島町 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 喬木村 大鹿村 南木曾町 大桑村 筑北村 小谷村 山ノ内町 飯綱町 (県制度と同じ)	須坂市 信濃町	泰阜村 小布施町 栄村
	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	1			1		松本市	
	所得600万円未満の者	所得制限なし	1			1	伊那市		
	所得制限なし	所得制限なし	5	4	3	12	小海町 北相木村 富士見町 原村 箕輪町 豊丘村 千曲市	小諸市 (食費1/4)	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町
	小計			12	18	21	51		
A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	4	7	14	上田市 塩尻市 東御市 長和町 南箕輪村 木曾町 上松町 木祖村 王滝村 朝日村 松川村 白馬村 坂城町 野沢温泉村 木島平村 小川村		
	A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税者	A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税（同一世帯者）				1	1	高山村	
	A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠	A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠				1	1	川上村	
	A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税者	A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税（同一世帯者）	1			1	長野市（小学校3年生まで食費1/2助成）		
	A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	1			1		中野市	
	所得制限なし	所得制限なし	2	1	5	8	大町市 安曇野市 南相木村 麻績村 生坂村 山形村 池田町 南牧村		
	小計			7	5	14	26		
合計			19	23	35	77	64	6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
 ※アンダーラインは受給者負担金のない市町村：原村

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

平成23年4月1日現在

*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数			該 当 市 町 村			
		本人	扶養義務者等	市	町	村	食費助成なし		食費1/2助成	食費助成あり
1級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税者（同一世帯者）			1	1	泰阜村		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			3	3	青木村 平谷村 下條村		
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし			1	1	北相木村		
小 計						5	5			
1～2級	1級 通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	9	11	22	長野市 千曲市 長和町 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 根羽村 喬木村 豊丘村 大鹿村 南木曾町 小谷村 小布施町 信濃町 小川村 栄村 (県制度と同じ)		
		2級 所得税非課税者								
	2級 自立支援医療精神通院のみ	1級 所得制限なし	1級 所得制限なし	1			1	松本市		
		2級 所得税非課税者	2級 特別障害者手当準拠	1				飯田市		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1				安曇野市		
	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	2	3	高山村 山ノ内町 野沢温泉村		
		2級 所得税非課税者								
	1級入院通院	1級入院、2級入院は市町村民税非課税者 1級通院は特別障害者手当準拠、2級通院は所得税非課税者	1級入院、2級入院は市町村民税非課税者（同一世帯者） 1級通院、2級通院は特別障害者手当準拠	1			1	佐久市		
								2級入院、通院（自立支援医療精神通院のみ）		
	通院のみ 自立支援医療精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	上田市		
		2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1						
	入院・通院	1・2級 所得税非課税者	所得税非課税世帯							
特別障害者手当準拠		特別障害者手当準拠	2	1	3	松川村 小諸市（食費1/4） 須坂市				
所得600万円未満の者		所得制限なし	1			伊那市				
小 計	所得制限なし	所得制限なし	1	2	1	4	大町市 原村 箕輪町 池田町			
	小 計		14	14	15	43				
	小 計		14	14	15	43				
1～3級	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	1・2級 特別障害者手当準拠	1		1	中野市			
		2級 市町村民税・所得税非課税者								
	1級は通院のみ 2級～は自立支援医療精神通院のみ	3級 市町村民税非課税者	3級 市町村民税非課税者（同一世帯者）	1			1	駒ヶ根市 飯綱町		
		1・2級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1		2			
	1級は通院のみ 入院は該当疾患のみ	1級 特別障害者手当準拠	1・2級 特別障害者手当準拠	1			1	飯山市		
		2級 所得税非課税	3級 市町村民税非課税者（同一世帯者）	1			1			
	1・2級は入院通院 3級は通院のみ	通院 特別障害者手当準拠	通院 特別障害者手当準拠			1	1	朝日村		
		入院 所得制限なし	入院 所得制限なし			1	1	東御市		
	入院・通院	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	天龍村		
		市町村民税非課税者	市町村民税非課税（同一世帯者）			1	1	天龍村		
		1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠	1	1	1	2	軽井沢町 筑北村		
		2・3級 市町村民税非課税者	2・3級 市町村民税非課税者（同一世帯者）	1	1	1	2			
1級 特別障害者手当準拠		1級 特別障害者手当準拠			1	1	大桑村			
2・3級 所得税非課税者		2・3級 所得税非課税者（同一世帯者）			1	1				
1級 特別障害者手当準拠		特別障害者手当準拠		1		1	上松町			
2・3級 所得税非課税者		特別障害者手当準拠		1		1				
入院・通院	1・2級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	木曾町			
	3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1		1				
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	3	3	7	塩尻市 佐久穂町 御代田町 立科町 木祖村 白馬村 木島平村			
	1～3級(2級の自立支援医療の精神通院医療を除く) 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村			
小 計	2級 (自立支援医療の精神通院医療のみ) 所得税非課税者				1	1				
	1級 所得制限なし	1級 所得制限なし			1	1	川上村			
	2・3級 特別障害者手当準拠	2・3級 特別障害者手当準拠			1	1				
小 計		所得制限なし	所得制限なし		2	5	7	小海町 南牧村 南相木村 麻績村 生坂村 山形村 坂城町 (精神科入院は対象外)		
合 計				19	23	34	76	74		2

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
 ※アンダーラインは受給者負担金のない市町村：原村、高森町
 ※上に記載の無い売木村は手帳区分なし。（他の区分で対応）

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（65歳以上国民年金法施行令別表該当）

平成23年4月1日現在

所得制限		市町村数				該当市町村					
本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり	
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	9	19	26	54	上田市	飯田市	駒ヶ根市	松本市	小布施町	栄村
						飯山市	塩尻市	佐久市	須坂市		
						東御市	小海町	佐久穂町	信濃町		
						川上村	南牧村	軽井沢町			
						御代田町	立科町	長和町			
						青木村	辰野町	飯島町			
						南箕輪村	中川村	宮田村			
						松川町	高森町	阿南町			
						阿智村	平谷村	根羽村			
						下條村	売木村	天龍村			
						喬木村	大鹿村	上松町			
						南木曾町	木曾町	木祖村			
						王滝村	大桑村	朝日村			
						筑北村	松川村	白馬村			
						小谷村	坂城町	山ノ内町			
						木島平村	野沢温泉村	飯綱町			
						小川村	(県制度と同じ)				
所得600万円未満の者	所得制限なし	1			1	伊那市					
所得制限なし	所得制限なし	9	4	9	22	長野市	大田市	千曲市	小諸市 (食費1/4)	岡谷市	諏訪市
						安曇野市	南相木村	北相木村		茅野市	下諏訪町
						富士見町	原村	箕輪町	中野市	泰阜村	
						豊丘村	麻績村	生坂村	高山村		
						山形村	池田町				
合	計	19	23	35	77	64			6	7	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※アンダーラインは受給者負担金のない市町村：原村

母子家庭医療費給付制度の市町村実施状況

平成23年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村			
	母	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり	
18歳未満 又は20歳 未満 高等学校 等卒業ま で	所得税非課税者	所得税非課税者	所得税非課税（同一世帯者）			1	1	麻績村			
	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	19	29	60	上田市 飯田市 伊那市 松本市 小布施町 栄村	須坂市	小諸市 (食費1/4)	高山村
								駒ヶ根市 大町市 飯山市			
								塩尻市 佐久市 東御市			
								小海町 川上村 南牧村			
								北相木村 御代田町 立科町			
								長和町 青木村 辰野町			
								箕輪町 飯島町 南箕輪村			
								中川村 宮田村 松川町			
								高森町 阿南町 阿智村			
平谷村 根羽村 下條村											
売木村 天龍村 喬木村											
豊丘村 大鹿村 上松町											
南木曾町 木曾町 木祖村											
王滝村 大桑村 朝日村											
筑北村 池田町 松川村											
白馬村 小谷村 坂城町											
山ノ内町 木島平村 野沢温泉村											
飯綱町 小川村											
							(県制度と同じ)				
児童手当（特例給付含む）準拠	児童手当（特例給付含む）準拠	児童手当（特例給付含む）準拠		1			1	佐久穂町			
児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	児童扶養手当準拠					1	生坂村			
所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	4	13	長野市 <small>（小学校3年生まで食費1/2助成）</small> 岡谷市 諏訪市 千曲市 安曇野市 南相木村 中野市 茅野市 下諏訪町 富士見町 原村 山形村 泰阜村				
小 計			19	22	35	76					
20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1			1	軽井沢町		
	小 計				1			1			
合 計			19	23	35	77	64	6	7		

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
 ※アンダーラインは受給者負担金のない市町村：原村

母子家庭医療費給付制度の市町村実施状況（父母のない児童）

平成23年4月1日現在

対象児童	所得制限		市町村数				該当市町村							
	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり					
18歳未満又は20歳未満 高等学校等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	19	29	60	上田市 飯田市 伊那市 駒ヶ根市 大町市 飯山市 塩尻市 佐久市 東御市 小海町 川上村 南牧村 北相木村 御代田町 立科町 長和町 青木村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)	松本市 須坂市 小諸市 (食費1/4) 高山村 信濃町	小布施町 栄村					
							児童手当(特例給付)準拠	児童手当(特例給付)準拠		1	1	佐久穂町		
							所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市 <small>(小学校3年生まで食費1/2助成)</small> 千曲市 安曇野市 南相木村 富士見町 原村 麻績村 生坂村 山形村	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村
										19	22	35	76	
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町							
				1		1								
合 計			19	23	35	77	64	6	7					

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※アンダーラインは受給者負担金のない市町村：原村

父子家庭医療費給付制度の市町村実施状況

平成23年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村										
	父	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり								
18歳未満 又は20歳 未満高等 学校等卒 業まで	所得税非課税者	所得税非課税者	所得税非課税（同一世帯者）			1	1	麻績村										
	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	14	19	29	62	上田市 飯田市 伊那市 松本市 小布施町 栄村 駒ヶ根市 大町市 飯山市 須坂市 塩尻市 佐久市 千曲市 小諸市 東御市 小海町 川上村 (食費1/4) 南牧村 北相木村 御代田町 中野市 立科町 長和町 青木村 高山村 辰野町 箕輪町 飯島町 信濃町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)										
								児童手当(特例給付)準拠	児童手当(特例給付)準拠	児童手当(特例給付)準拠		1	1	佐久穂町				
								児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	児童扶養手当準拠			1	1	生坂村			
								所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	5	2	4	11	長野市 (小学校3年生まで食費1/2助成) 安曇野市 南相木村 富士見町 原村 山形村	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村		
								小 計			19	22	35	76				
								20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1	1	1	軽井沢町		
									小 計				1	1	1			
								合 計				19	23	35	77	64	8	8

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
 ※アンダーラインは受給者負担金のない市町村：原村